

令和3年度(令和2年分)から適用される個人住民税の主な税制改正

- ①給与所得控除の見直し
- ②公的年金等控除の見直し
- ③基礎控除の見直し
- ④所得金額調整控除の創設
- ⑤非課税基準及び所得控除等の運用に係る合計所得金額の要件等の見直し
- ⑥未婚のひとり親に対する税制上の措置

①給与所得控除の見直し

◆改正後（R3年度以降）

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40% －10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% ＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% ＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% ＋110万円
850万円超	195万円

◆改正前（H30年度～R2年度）

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% ＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% ＋54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% ＋120万円
1,000万円超	220万円

②公的年金等控除の見直し

◆65歳以上 改正後（R3年度以降）

公的年金等の 収入金額	年金所得以外の 合計所得金額 1,000万円以下	年金所得以外の合計 所得金額1,000万円 超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25% +27万5,000円	収入金額×25% +17万5,000円	収入金額×25% +7万5,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×15% +68万5,000円	収入金額×15% +58万5,000円	収入金額×15% +48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +145万5,000円	収入金額×5% +135万5,000円	収入金額×5% +125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

◆65歳未満 改正後（R3年度以降）

公的年金等の 収入金額	年金所得以外の 合計所得金額 1,000万円以下	年金所得以外の合計 所得金額1,000万円 超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25% +27万5,000円	収入金額×25% +17万5,000円	収入金額×25% +7万5,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×15% +68万5,000円	収入金額×15% +58万5,000円	収入金額×15% +48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	収入金額×5% +145万5,000円	収入金額×5% +135万5,000円	収入金額×5% +125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

②公的年金等控除の見直し(つづき)

◆65歳以上 改正前 (R2年度以前)

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 37万5,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 78万5,000円
770万円超	収入金額× 5%+155万5,000円

◆65歳未満 改正前 (R2年度以前)

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 37万5,000円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 78万5,000円
770万円超	収入金額× 5%+155万5,000円

③基礎控除の見直し

◆改正後 (R3年度以降)

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円 (48万円)
2,400万円超 2,450万円以下	29万円 (32万円)
2,450万円超 2,500万円以下	15万円 (16万円)
2,500万円超	0円 (0円)

◆改正前 (R2年度以前)

合計所得金額	基礎控除額
所得制限なし	33万円 (38万円)

※基礎控除額の () 内は、国税に係る基礎控除額。

④所得金額調整控除の創設

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、
給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から
850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から
控除される。

- 本人が特別障害者に該当する。
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する。

**控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)
－850万円)×10%**

**(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金
等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円
を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から
10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除される。**

**控除額＝(給与所得(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に
係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)－10万円**

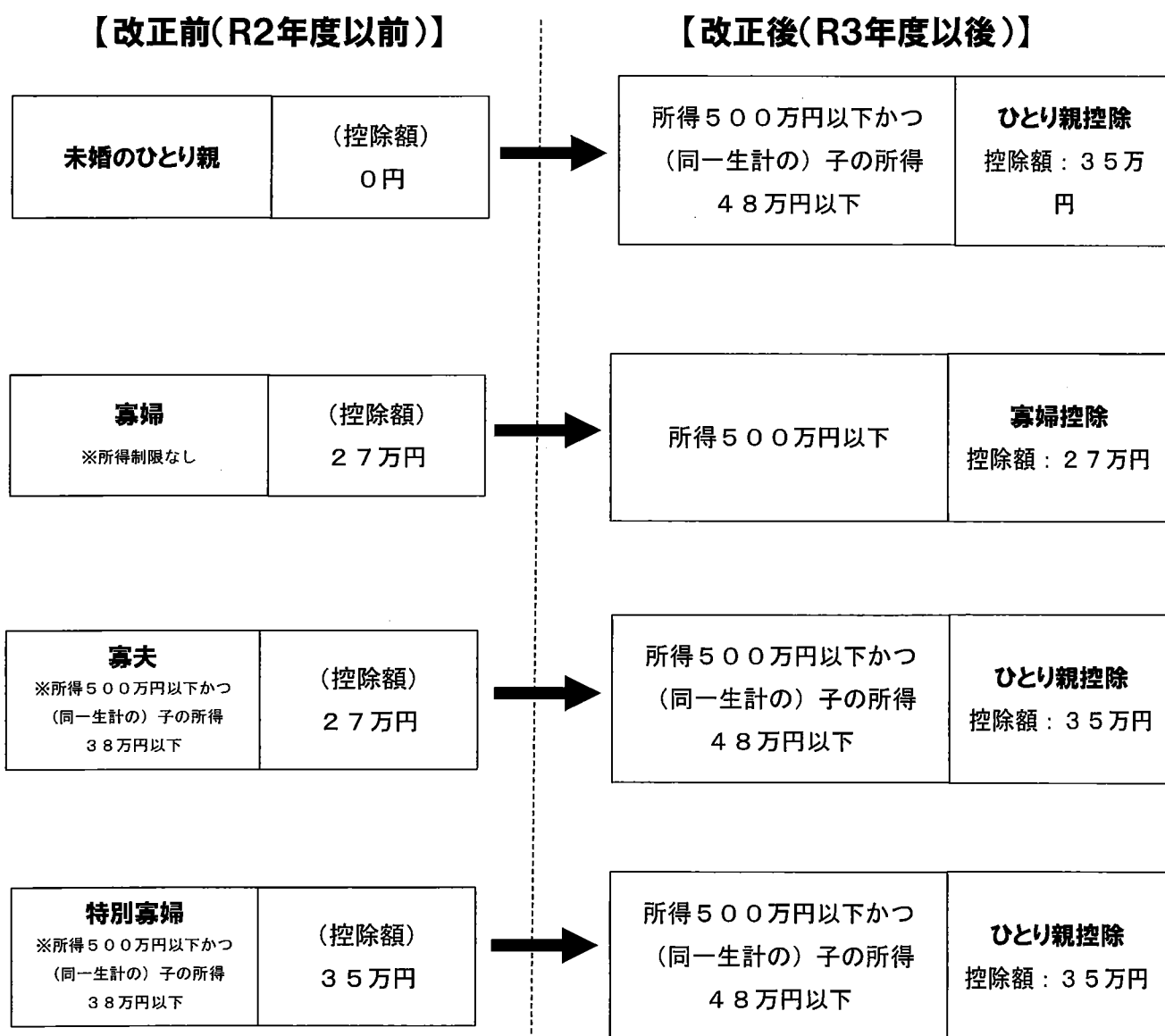
⑤非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等の

見直し

要件等	改正後(R3年度以後)	改正前(R2年度以前)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は16万8,000円	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合は16万8,000円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+扶養親族がいる場合は32万円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

⑥ひとり親控除と寡婦控除

◆改正前後のフロー図



※内縁関係にある場合には、控除適用外となる。

※内縁関係とは、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(見届)」の記載がある場合に限る。